

1 事業計画書

(1) ア 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的		項 目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備 考
		組合員数		78,513 戸	78,309 戸		
農作物共済	水 稻	一 筆	3,190,000 <sup>a</sup>	2,610,996 <sup>a</sup>	2,612,400 <sup>a</sup>	81.9 %	
		品 質		329	329	0.0	
	計		3,190,000	2,611,325	2,612,729	81.9	
	陸 稻		16	0	0	0.0	
	麦	一 筆	617,000	391,367	393,980	63.9	
		災害PQ		82,124	99,300	16.1	
	計		617,000	473,491	493,280	79.9	
農作物共済合計		3,807,016	3,084,816	3,106,009	81.6		
家畜共済	死 亡 廃 用	搾 乳 牛	6,685 頭	— 頭	5,792 頭	86.6 %	
		繁殖用雌牛	1,100	—	644	58.5	
		育成乳牛	7,642	—	4,922	64.4	
		育成・肥育牛	16,318	—	2,268	13.9	
		繁殖用雌馬	0	—	0	—	
		育成・肥育馬	0	—	0	—	
		種 豚	4,864	—	600	12.3	
		肉 豚	73,771	—	3,100	4.2	
	計		110,380	—	17,326	15.7	
	疾 病 傷 害	乳用牛	9,285 頭	— 頭	7,023 頭	75.6 %	
		肉用牛	15,951	—	1,216	7.6	
		一般馬	0	—	0	—	
		種 豚	4,864	—	530	10.9	
	計		30,100	—	8,769	29.1	
果樹共済	な し	半相殺・短縮	36,497 <sup>a</sup>	5,326 <sup>a</sup>	7,789 <sup>a</sup>	21.3 %	
		樹園地・短縮		1,944	2,256	6.2	
	計		36,497	7,270	10,045	27.5	
	ぶ ど う	半相殺・短縮	16,710	485	529	3.2	
		半相殺・ひょう害		528	544	3.3	
		樹園地・短縮		173	162	1.0	
	計		16,710	1,186	1,235	7.4	
果樹共済合計		53,207	8,456	11,280	21.2		
畑作物共済	スイートコーン		57,700 <sup>a</sup>	1,233 <sup>a</sup>	1,668 <sup>a</sup>	2.9 %	
	大 豆	一 筆	66,700	7,453	7,060	10.6	
		全相殺		22,677	23,400	35.1	
	計		66,700	30,130	30,460	45.7	
	茶	半相殺	60,200	1,794	2,000	3.3	
		災害PQ		0	0	0.0	
	計		60,200	1,794	2,000	3.3	
	農作物計		184,600	33,157	34,128	18.5	
	春 蚕 繭		102.00 箱	79.34 箱	67.00 箱	65.7	
	初秋蚕繭		69.00	51.66	45.00	65.2	
晩秋蚕繭		100.00	78.53	66.00	66.0		
蚕 繭 計		271.00	209.53	178.00	65.7		

共済目的		項 目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備 考	
園 芸 施 設 共 済	ガラ ス 室	I 類	583 棟	0 棟	0 棟	0.0 %		
		II 類		231	240	41.2		
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	13,582	0	0	0.0		
		II 類		5,613	6,049	44.5		
		III 類		537	163	173	32.2	
		IV 類甲		1,991	773	848	42.6	
		IV 類乙		1,245	442	489	39.3	
		V 類		540	167	191	35.4	
		VI 類		213	163	180	84.5	
	計	577	424	330	57.2			
計		19,268	7,976	8,500	44.1			
任 意 共 済	建 物	総 合	194,033 棟	9,874 棟	9,781 棟	5.0 %		
		火 災		117,218	112,507	58.0		
	計		194,033	127,092	122,288	63.0		
	農 機 具	損 害	73,854 台	11,220 台	11,403 台	15.4 %		
		更 新		166	106	0.1		
計		73,854	11,386	11,509	15.6			

(1) イ 家畜共済(旧制度)の共済目的の種類別の概数、引受実績

共済目的		項 目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備 考
家 畜 共 済 ( 旧 制 度)	乳用成牛		8,852 頭	7,491 頭	— 頭	— %	
	乳用子牛等 (胎 児)		5,475	4,599 (4,188)	—	—	
	肥育用成牛		12,211	637	—	—	
	肥育用子牛		1,499	93	—	—	
	その他の肉用成牛		2,026	792	—	—	
	その他の肉用子牛等 (胎 児)		1,682	683 (580)	—	—	
	一般馬		0	0	—	—	
	種 豚		4,864	619	—	—	
	肉 豚		73,771	3,138	—	—	
	計		110,380	18,052	—	—	

※家畜共済の「乳用子牛等」及び「その他の肉用子牛等」の欄には、内数で胎児の引受数を( )内書きで記載。

## (2) 農業共済事業の規模

## ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料総額	交付金又は 納入保険料(△)	手持 共済掛金	備考	
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金					
農作物共済	水稲	一筆	2,612,400a	2,610,996a	14,111,104	13,829	6,914	6,915	141	6,773	13,688	
		品質	329	329	2,597	11	5	6	1	4	10	
		計	2,612,729	2,611,325	14,113,701	13,840	6,919	6,921	142	6,777	13,698	
	麦	陸稲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一筆	393,980	391,367	854,970	34,888	17,897	16,991	9	17,888	34,879	
		災害PQ	99,300	82,124	403,790	34,187	18,153	16,034	10,279	7,874	23,908	
	計	493,280	473,491	1,258,760	69,075	36,050	33,025	10,288	25,762	58,787		
農作物共済合計		3,106,009	3,084,816	15,372,461	82,915	42,969	39,946	10,430	32,539	72,485		
家畜共済	死亡	搾乳牛	5,792頭	—	868,800	79,956	39,978	39,978	0	39,978	79,956	
		繁殖用雌牛	644	—	99,176	2,258	1,129	1,129	0	1,129	2,258	
		育成乳牛	4,922	—	600,484	8,731	4,365	4,366	0	4,365	8,731	
		育成・肥育牛	2,268	—	281,232	6,865	3,432	3,433	0	3,432	6,865	
		繁殖用雌馬	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
	廃用	育成・肥育馬	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
		種豚	600	—	25,800	1,939	775	1,164	0	775	1,939	
		肉豚	3,100	—	24,800	3,872	1,549	2,323	0	1,549	3,872	
	疾病傷害	乳用牛	7,023頭	—	414,462	292,221	146,110	146,111	0	146,110	292,221	
		肉用牛	1,216	—	40,067	20,365	10,182	10,183	0	10,182	20,365	
		一般馬	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
		種豚	530	—	6,890	793	317	476	0	317	793	
	家畜共済合計		26,095	0	2,361,711	417,000	207,837	209,163	0	207,837	417,000	
果樹共済	なし	半相殺・短縮	7,789a	5,326a	360,348	13,994	6,997	6,997	8,834	△ 1,837	5,160	
		樹園地・短縮	2,256	1,944	93,354	1,791	895	896	1,061	△ 166	730	
		小計	10,045	7,270	453,702	15,785	7,892	7,893	9,895	△ 2,003	5,890	
	ぶどう	半相殺・短縮	529	485	27,951	678	339	339	385	△ 46	293	
		半相殺・ひょう害	544	528	38,039	201	100	101	103	△ 3	98	
		樹園地・短縮	162	173	7,591	96	48	48	45	3	51	
		小計	1,235	1,186	73,581	975	487	488	533	△ 46	442	
果樹共済合計		11,280	8,456	527,283	16,760	8,379	8,381	10,428	△ 2,049	6,332		
畑作物共済	スイートコーン	1,668a	1,233a	23,200	687	343	344	399	△ 56	288		
	大豆	一筆	7,060	7,453	10,500	610	335	275	329	6	281	
		全相殺	23,400	22,677	33,070	2,999	1,636	1,363	1,495	141	1,504	
		計	30,460	30,130	43,570	3,609	1,971	1,638	1,824	147	1,785	
	茶	半相殺	2,000	1,794	13,000	368	202	166	222	△ 20	146	
		災害PQ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2,000	1,794	13,000	368	202	166	222	△ 20	146		
	農作物計		34,128	33,157	79,770	4,664	2,516	2,148	2,445	71	2,219	
	春蚕繭	67.00箱	79.34箱	4,700	45	22	23	23	△ 1	22		
	初秋蚕繭	45.00	51.66	2,770	79	39	40	42	△ 3	37		
	晩秋蚕繭	66.00	78.53	3,800	109	54	55	41	13	68		
蚕繭計	178.00箱	209.53箱	11,270	233	115	118	106	9	127			
畑作物共済合計				91,040	4,897	2,631	2,266	2,551	80	2,346		

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料総額	交付金又は納入保険料(△)	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金				
園芸施設共済	ガラ	I 類	0棟	0棟	0	0	0	0	0	0	
		II 類	240	231	1,693,200	4,442	2,057	2,385	1,445	612	2,997
		小計	240	231	1,693,200	4,442	2,057	2,385	1,445	612	2,997
	ブラ	I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		II 類	6,049	5,613	2,335,300	43,799	20,851	22,948	29,032	△ 8,181	14,767
		III 類	173	163	656,400	13,487	6,555	6,932	11,089	△ 4,534	2,398
		IV類甲	848	773	4,965,700	37,043	17,826	19,217	27,693	△ 9,867	9,350
		IV類乙	489	442	2,948,100	27,257	12,974	14,283	18,670	△ 5,696	8,587
		V 類	191	167	892,700	5,329	2,288	3,041	2,599	△ 311	2,730
		VI 類	180	163	34,600	1,189	577	612	764	△ 187	425
	VII 類	330	424	221,200	2,691	1,318	1,373	786	532	1,905	
	小計	8,260	7,745	12,054,000	130,795	62,389	68,406	90,633	△ 28,244	40,162	
	園芸施設共済合計	8,500	7,976	13,747,200	135,237	64,446	70,791	92,078	△ 27,632	43,159	
制度共済合計				32,099,695	656,809	326,262	330,547	115,487	210,775	541,322	

イ 任意共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金・賦課金			保険料	保険手数料	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	共済掛金	事務費賦課金				
建物	総合	9,781棟	9,874棟	57,918,190	169,772	102,306	67,466	67,640	27,144	61,810	
	火災	112,507	117,218	1,379,352,530	1,075,247	591,431	483,816	322,574	130,642	399,499	
	小計	122,288	127,092	1,437,270,720	1,245,019	693,737	551,282	390,214	157,786	461,309	
農機具	損害	11,403台	11,220台	21,823,540	129,515	92,643	36,872	-	-	92,643	
	更新	106	166	166,680	18,890	18,273	617	-	-	18,273	
	小計	11,509	11,386	21,990,220	148,405	110,916	37,489	-	-	110,916	
任意共済合計				1,459,260,940	1,393,424	804,653	588,771	390,214	157,786	572,225	
保険割合: 火災共済及び総合共済(地震等以外)30%、総合共済(地震等)50%											

総合計			1,491,360,635	2,050,233					1,113,547	
-----	--	--	---------------	-----------	--	--	--	--	-----------	--

ウ 家畜共済事業(旧制度)の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料総額	交付金又は納入保険料(△)	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金				
家畜共済(旧制度)	乳用成牛	—	7,491頭	—	—	—	—	—	—	—	
	乳用子牛等	—	4,599	—	—	—	—	—	—	—	
	肥育成牛	—	637	—	—	—	—	—	—	—	
	肥育子牛	—	93	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の肉用成牛	—	792	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の肉用子牛等	—	683	—	—	—	—	—	—	—	
	一般馬	—	0	—	—	—	—	—	—	—	
	種豚	—	619	—	—	—	—	—	—	—	
肉豚	—	3,138	—	—	—	—	—	—	—		

### (3) 引受計画と実施方策

農業政策及び農業支援策等についての関係機関等からの情報、政策に留意し、農家の作付け動向等を把握しつつ、「令和元年度事業計画書」に計画した目標を達成するため、各共済事業について、次の重点項目を推進する。

#### ア 農作物共済

##### 引受計画

##### (ア) 水稻

地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者がないように引受推進を図る。

令和元年度目標引受率 81.9%

##### (イ) 麦

地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者がないように引受推進を図る。

令和元年度目標引受率 80.0%

##### 実施方策

(ア) 地域農業再生協議会・JA等と連携を図り、経営所得安定対策申請者の耕作情報を正確に把握し、適正な引受に努める。

(イ) 共済制度改正の見直しについて、パンフレット等により任意加入制への移行、危険段階（個人料率）が適用される方式となったことへの周知。また、経営所得安定対策申請者に対して、十分な補償が得られるように、補償割合・単位当たり共済金額を選択してもらえよう推進を図ると共に麦営農継続支払交付金の収穫量の調整についても十分説明を行う。

(ウ) 新たな品種が作付けされていることから、関係機関等と連携を図り、収穫量等の把握を行い引受に努める。

(エ) 有資格農業者リストを整備し、それを基に水稻・麦共済加入申込書を全戸配布回収し、無保険者がないように引受推進を図る

(オ) 異常気象等による登熟不良等被害に対して関係機関と連携体制を深化させ、登熟不良等被害に関する情報交換及び実態把握、農業者に対する情報提供等について引続き協力依頼を行う。

登熟不良等被害収穫前判定システム等で登熟不良等被害が懸念される場合は、関係機関等に登熟不良等被害の発生に関する見解を聴き、農業者等に早期に幅広い周知を行う。また、品質低下も補償対象とする水稻品質方式について、推進会議等で引受推進を図る。

(カ) 温湯消毒機による水稻種子消毒で、農家・地域との接点強化を図り、引受向上に努める。

#### イ 家畜共済

##### (ア) 農家ニーズに即した加入方式での引受推進

乳用牛農家については、死亡廃用共済と疾病傷害共済の同時加入を勧め、併せて子牛、胎児のセット加入を推進する。

肉用牛農家及び養豚農家においては、新制度の説明を十分に行い、さらに事故除外方式等を説明してそれぞれの農家ニーズにあった提案型の推進を図る。

(イ) 全戸意思確認からの展開

全戸意思確認調査を実施するとともに飼養者、飼養頭数を把握し、有資格者への積極的な加入推進を図る。

(ウ) 関係団体との連携による引受の適正化

県関係機関ならびに畜産等の関係団体等と連携を図り、飼養情報の共有化を図る。

(エ) 組合員への制度内容の周知

組合員に対しては継続加入時に重要事項説明書を活用した新制度の周知を図り、併せて補償割合の向上を図る。

また、牛については牛個体識別全国データベース報告の徹底を依頼するとともに、豚については異動通知の励行を図り、包括共済の整合性を確保する。

(オ) 危険段階別共済掛金率の適正な設定

新たに設定した危険段階別共済掛金率により、農家間の不公平感の解消並びに事業の適正な実施を図る。

ウ 果樹共済

引受計画

(ア) 有資格農業者リストの整備を行い、地域実態に合わせた引受推進を行う。

(イ) 加入者の継続加入を維持するよう推進を図る。また、未加入農家への引受推進を図ると共に共済制度への加入意思の確認を行う。

令和元年度目標引受率（なし 27.5%、ぶどう 7.4%）

実施方策

(ア) 関係機関等との連絡協調

県・市町村・出荷組合・JA等に対して、果樹共済パンフレットの配布を行い制度の周知に努め、加入推進への理解と協力体制の強化を図る。

(イ) 有資格農業者リストの整備

県・市町村・出荷組合・JA・共済支部長等に新規就農者等情報提供を受け、農林業センサス等を参考に有資格農業者のリスト整備を引き続き行う。

(ウ) 戸別訪問による意思確認の徹底

有資格農業者リストに基づき戸別訪問を行い、引受推進を図ると共に加入意思の確認を行う。

(エ) 引受の推進及び組合員への新制度内容の周知

共済支部長等を対象とした推進会議を引き続き開催し、積極的に引受拡大を図る。

また、有資格農業者リストを基に、未加者に対し戸別訪問し危険段階（個人料率）が適用される方式が拡大されたこと及び新制度として樹園地単位方式と特定危険方式が令和4年産より廃止となることを十分に説明し引受推進を図る。

## エ 畑作物共済

### 引受計画

#### (ア) 大豆

地域農業再生協議会、J A等と連携を図り経営所得安定対策申請農業者の引受推進を行う。

令和元年度目標引受率 44.9%

#### (イ) 茶

有資格農業者リストを基に戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し引受推進を行う。

令和元年度目標引受率 2.6%

#### (ウ) スイートコーン

出荷組合等の会議に参加し、共済制度の内容を十分説明し、推進を行う。また、有資格農業者リストを基に戸別訪問を行い引受拡大に努める。

令和元年度目標引受率 2.9%

#### (エ) 蚕繭

未加入農家に対し、戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し、全戸引受到に努める。

### 実施方策

(ア) 地域農業再生協議会、J A等と連携を図り、経営所得安定対策に申請する者の栽培状況を把握し、引受推進を図る。また、J A出荷計画（播種前計画）を基に完全引受到に努める。

(イ) 有資格農業者リストを基に毎年整備し、加入推進にパンフレット等を用いて加入推進を図ると共に加入意思の確認を行なう。

(ウ) 生産法人及び集落営農組織に対し、戸別訪問を行い、パンフレット等により被害実態に応じて設定される危険段階共済掛金率の導入、補償割合を複数の選択肢から選択可能等、共済制度改正の周知を図る。

## オ 園芸施設共済

### 引受計画

(ア) 改正制度の更なる普及と周知を図るため有資格農業者リストの整備に努める。

重点推進地域を選定し未加入農家の引受推進を図る。

令和元年度目標戸数加入率 45.0%

令和2年度目標戸数加入率 47.0%

令和3年度目標戸数加入率 50.0%

### 実施方策

(イ) 関係機関等との連絡協調

県・市町村・出荷組合・J A・共済支部長等に対して、制度の周知に努め、加入推進への理解と協力体制の強化を図る。

(ウ) 有資格農業者のリスト整備と引受拡大

県・市町村・出荷組合・JA・共済支部長等からの新規就農者等情報及び農林業センサス等を参考に有資格農業者のリスト整備に努め、引受推進地域を選定する等計画的に引受拡大を図る。また、加入意思の確認を行う。

(エ) 引受評価の適正化

制度改正に伴う補償内容等を農家に十分に説明を行い、適正な引受評価を行う。また、事務処理は複数でのチェックを行い、より一層引受適正化に努める。

(オ) 新たな危険段階別共済掛金率の導入

組合員ごとの被害率等に基づく新たな危険段階別共済掛金率の導入により被害実態に合った掛金の負担を求め加入の定着化を図る。

(カ) 災害に強い施設園芸づくり月間の制定

年2回6月と11月にポスター及びパンフレットを作成し、県・市町村・JA他の関係機関に配布し加入者への災害の未然防止のための情報提供、注意喚起のみならず未加入者については共済加入への要請を行う。

カ 建物・農機具共済

(ア) 建物共済

a 引受の適正化

加入資格審査の取組・審査態勢を強化し、引受審査が適正に行われているか十分に確認する。

b 加入推進態勢の強化

加入者に対し建物共済の仕組や各種特約を丁寧に説明し、加入者の意向や契約内容について、「ご契約内容確認書」で確認を徹底する。また高齢者については、状況に応じて加入推進時に親族等の同席を求める。

c 総合共済の積極的な推進

地震や雪害、台風による風水害などの自然災害の多発による総合共済加入のニーズ増加に加え、仕組改定による総合共済の補償拡充及び加入限度額が引上げられたことを活用し、総合共済の増額や火災・総合共済のセット加入の積極的な推進を行う。

d 家具類の推進

家具類について、事故時に十分な加入がされておらず、補償が少ない場合が見受けられるので、家具類の加入推進を行い、補償の充実を図る。

e 共済金支払い時の加入推進

共済金の支払時に建物評価額に対し加入額が低い場合、補償額が足りるよう評価額満額での加入推進を行う。

(イ) 農機具共済

a 資源把握と引受拡大

農林業センサスの農機具所有台数を基に資源の把握に努め、未加入農機具の引受拡大を図る。



b 盗難防止対策等

トラクター等の盗難に対し、J Aや県及び県警察と連携し啓蒙活動を行うとともに、組合員へ情報提供を行い、損害の未然防止に努める。また、組合員に対し盗難に備えた加入推進を図る。

c 農機具展示会への参加

J Aが開催する農業機械大展示会に参加し、農家に対し農機具共済のPR、加入推進を行う。

キ 農業経営収入保険事業

(ア) 関係機関との連携

類似制度と同時加入できないことを踏まえると、市町村、農業委員会、J A等と連携を図ることは重要課題であり、同関係機関と普及推進に関する検討会を開催するとともに、農業者が集まる関係機関主催会議や関係機関が発行する広報誌等に収入保険制度の周知文を掲載し、広く農業者へ周知を図る。

(イ) 収入保険制度推進計画の策定

初年度は、準備を含めての推進期間が短かったこと、また、農家スケジュールを考慮した説明会の企画ができなかったことを踏まえ、平成31年早期に策定した「令和元年收入保険推進スケジュール」に基づき、計画的な加入推進を図る。

(ウ) 青色申告相談会の実施

収入保険制度を普及させることはもとより、母集団を拓げることも重要課題であると考ええる。

国が定める「青色申告推進月間」を見据えた、白色申告者から青色申告者へ転換させる機会の場合として、平成30年度同様「税理士会埼玉県支部連合会と連携した青色申告相談会」を実施する。

また本年度は、顧問税理士を置き、年間を通して税務相談や税務研修ができる体制を確立する。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

(ア) 早期被害申告の周知

被害が発生した場合には、必ず収穫前に被害申告を行うよう周知に努める。登熟不良等被害については、対策会議を開催して関係機関からの情報提供を受け、登熟不良等被害が心配される場合は、全筆被害申告するよう注意喚起を行う。

(イ) 適期・適正損害評価の実施

J A、各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期の把握に努める。標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指す。分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。

(ウ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し被害状況の早期把握と共有化を図る。

(エ) 制度・仕組みの説明と損害評価の通知の送付

引受方式・補償割合の選択制導入により、同じような被害程度でも支払共済金に差が生じる事があるため、制度・仕組みについて加入者に十分な説明を行う。また損害評価結果について、共済金の支払該当者だけでなく、支払に該当しなかった申告者についても損害評価の結果を通知する。

イ 家畜共済

(ア) 死廃事故の現地確認

関係法令及び廃用認定基準等の定めるところにより厳正な現地確認の励行（廃用確認体制の確保）及び適正評価に努める。

(イ) 病傷事故の適正な取扱い及び指導

集合審査及び現地確認調査を的確に実施し、病傷事故の更なる適正給付を期す。

(ウ) 保険金請求事務の適正化（診断書提出遅延等への対応、牛個体識別全国データベースの利用等異動状況の把握体制を含めた請求事務処理の迅速化等）。

保険金請求事務の適正化を図るため、家畜共済制度重要事項説明書を作成し、開業獣医師及び家畜共済担当者に対し、関係書類の迅速かつ適正な事務処理を行うよう指導する。

(エ) 免責基準の設定及び適用の適正化に向けた指導

指定獣医師に対し、免責基準の周知徹底を図るとともに病傷診断書の適期提出を指導する。

ウ 果樹共済

(ア) 基準収穫量の適正な設定

基準収穫量の設定に当たっては、園地条件、肥培管理、損害評価実績、責任開始前損害の有無、標準収穫量等を検討し適正な設定を行う。

(イ) 組合員への被害申告方法変更の周知と損害評価の適正実施

関係機関と連絡を密にし、作柄の早期把握に努め、制度改正による被害申告方法の変更を十分に周知し、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。また、「なし」のみつ症発生状況調査を引続き実施し、注意喚起等に対する情報収集に努める。損害評価に当たっては作柄等の状況把握に努め悉皆調査の適正実施を図る。損害評価の結果を組合員に対し通知する。

(ウ) 職員の研修実施

職員を対象に現地研修会を開催し、損害評価技術の向上を図り、適時評価、生産量の把握、並びに分割評価の適正化等を習得する。

(エ) 関係機関等との連携による適正評価及び巡回調査の実施

関東農政局統計部・県果樹関係機関・損害評価会委員等と巡回調査を実施し、作柄の早期把握に努め、適正な損害評価の実施を図る。

## エ 畑作物共済

### (ア) 適期・適正損害評価の実施

J A等各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期等の把握に努める。標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指す。また、分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。

### (イ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。

### (ウ) 出荷量調査による損害評価の検証

出荷団体等と連携を密にし、出荷状況を把握し評価収量の確認を行う。

## オ 園芸施設共済

### (ア) 組合員からの適正な被害申告と損害評価の適正実施

県関係機関等の協力を得て被害状況の早期把握に努め、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。損害評価実施に当たって現地講習会を開催し適正評価の知識の向上に努める。

### (イ) 施設内農作物の分割評価の適正励行

県試験研究機関の指導協力を得て、施設内農作物の病虫害防除講習会を引き続き開催し評価技術（的確な病虫害の見極め等）の向上に努め、分割評価の適正実施を図る。

### (ウ) 被害状況等の把握

大規模災害発生時には、巡回調査等を行い被害状況の早期把握に努めると共に組合員の聞き取りを行い、申告もれが発生しないよう連絡を行い、適正評価を図る。

## カ 建物・農機具共済

### (ア) 事故発生通知の迅速化

加入者からの事故発生通知の迅速化を徹底する。

### (イ) 共済金の早期支払

加入者に必要書類の早期提出を促すとともに、適正かつ速やかな現地評価、事務処理を行い、約款で定める期日内に共済金の支払を行う。

### (ウ) 大規模災害に備えた損害評価研修の実施

地震等の大規模自然災害に備えて、職員の損害評価技術の向上と損害評価態勢の強化を図るため、損害評価研修を実施する。

## (5) 損害防止事業の実施方策

### ア 農作物共済

#### (ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

(イ) 病虫害発生情報の提供

麦赤かび病対策等、県が実施している病虫害発生予察情報を早期伝達し、損害の未然防止に努める。

(ウ) 防除機具の貸出し

動墳等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

(エ) 水稻種子温湯消毒の実施支援

水稻種子消毒について、JA等の協力を得て農業共済組合の支所事務所等において温湯消毒を実施する。

イ 家畜共済

(ア) 一般損害防止事業の効果的な実施

乳牛の死産事故の上位を占める運動器病に対して、蹄浴剤および消炎剤を配布し事故低減を図るとともに、病傷事故の上位を占める乳房炎に対して早期発見を目的に検査薬を配布する。肉牛に対しては死産、病傷事故の上位を占める消化器病に対して生菌製剤を配布する。豚に対しては安全性が高く、口蹄疫にも有効な除菌剤を配布し、感染症の侵入防止を図る。

(イ) 損害防止技術の伝達と情報の共有化

家畜診療所において診療所獣医師間での診療技術の伝達を頻繁に実施することにより情報を共有し、診療技術の向上を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(イ) 損害防止経費の一部助成

損害防止に関わる経費の一部を助成し、病虫害・鳥獣害の軽減に努める。

エ 畑作物共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として、防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

(イ) 防除機具の貸出し

動噴等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

(ウ) 病虫害発生情報等の提供

県が実施している病虫害発生予察情報等を早期伝達し、損害の未然防止に努める。

オ 園芸施設共済

(ア) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(イ) 「災害に強い施設園芸づくり月間」の実施

毎年6月の台風前と12月の降雪前に「災害に強い施設園芸づくり月間」を設け、パンフレット又はポスターを作成し、関係機関等の協力のもと組合員へ災害対策の周知を行い損害の未然防止に努める。

(6) 執行体制等の整備

ア 正副組合長会議、理事会及び監事会の開催計画等

収入保険制度の導入と農業共済制度の見直し等の大転換期に直面し、役職員の迅速な意思疎通を図り、特定組合として適正かつ円滑な業務運営を遂行するため、正副組合長会議を開催する。

理事会も必要に応じて随時開催し、定款及び理事会運営規則に基づいて、業務執行、会計の状況及び執行上の重要な事項について審議し、運営に当たる。

監事会監査は、定款及び監事監査規則に基づき、年2回定例監査（5月決算監査・11月中間監査）に本所、統括支所、支所及び家畜診療所ごとに行い、監査の計画的・効率的な執行に努める。また、必要に応じて開催する。

イ 職員の配置計画等について

特定組合により今まで以上に業務運営の合理化、事務の効率化を図るため、本支所間の緊密な連携が求められる。円滑な業務運営が進められるよう、毎月支所長会議を開催し、情報の共有化と内部統制に努める。

本・支所間の人事配置については、業務収支を考慮し職員数の抑制に努め、再雇用制度を活用するなどして適切な人事配置を行ない、本・支所ごとの業務量等勘案して人事異動等を行い、コンプライアンス態勢の強化及び職場の活性化に努める。

ウ 共済支部長、損害評価員等基礎組織の維持・整備

共済事業の一層の引受拡大、適正な損害評価体制の充実を図るため、共済支部長講習会、損害評価員講習会等を開催し、共済支部長、損害評価員等の業務運営、事業推進に対する協力を要請する。

(ア) 組合広報紙を5月、7月、10月、1月の年4回発行し、組合員への情報提供を図る。

(イ) N O S A I 埼玉ホームページの適正な管理と運営を行う。

エ 職員の研修等

職員の資質向上を図るため、別表の令和元年度研修事業計画のとおり農林水産省及びN O S A I 協会主催の研修会に積極的に参加する。また、農業共済事業に係る法律研修及び農業保険制度の周知徹底と大型化した組合の組織づくりを目的とした業務に付随する専門知識の習得に関する研修を行い、職員の業務に対する知識の習得と意欲向上を図る。

具体的には、収入保険事業実施に伴う研修を行い、組合主催による農業簿記検定研修を開催することにより農業簿記の資格取得者を増加させ、円滑な収入保険事業の運営及び農家の相談役となる職員の養成を図る。

さらに、組合員へのF S活動及びRM活動に資するため、業務に関する有用な資格を取得させる。

#### オ 農業共済ネットワーク化情報システム等の適切な運用

(ア) 制度改正版システムの円滑な運用に主眼を置き、2段階システム及び3段階システムがスムーズに運用できるよう電算サポート会社との連携を強化する。

なお、Windows7、Office2010のサポート切れに対応すべく、導入機器の更新及びWindows10、Office2013等へのソフトウェアの更新を行う。

Windows10の導入に当たり、更新データによる回線への負荷により、通信の遅延が起こらないように、SKY SEAやWindows Server Up Date (WSUS) システムの導入について検討する。

(イ) 情報セキュリティの重要性に鑑み、認識を深めるための研修会等を開催し、N O S A I 団体における情報資産の適切な管理運用を図る。特に、保有する個人情報情報の管理に当たっては個人情報管理台帳による管理を規定、実践し、適切な保護への対応に努める。

(ウ) 組合本支所間での迅速な情報共有化等に資するため、グループウェアの適正運用及び活用に努める。

(エ) 収入保険用システムの接続運用環境を維持し、円滑な引受が出来るようにする。

#### カ 内部牽制機能の充実

特定組合のコンプライアンス体制維持及び内部統制を図るため、監査室兼収入保険対策室による内部監査を年2回本支所及び家畜診療所ごとに実施する。監査は、内部監査実施要領に規定するチェックリストに基づき行い、監査結果及び改善状況については監事に報告し、内部監査の実効性を期するとともに、牽制機能の強化を図る。

#### キ 収入保険担当課の新設

初年度は、全員体制をモットーとし責任者及び担当者等の任命は行ったが、「収入保険を推進するための専属部署」の設置を、本所以外は設けていなかった。

今年度は、本所同様、統括支所にも主体的に推進等企画する責任部署も設置した中で、さらなる全員体制を強化した加入推進方策を展開して行く。

#### ク リスク管理体制の整備

リスク管理基本方針に基づき統一的なリスク管理を行い、四半期ごとに状況を把握・分析して、理事会に報告等行い、適正な業務運営に努める。

#### ケ 予算統制の方策

適正かつ効率的な事業運営を実施するために、収支予算計画に基づき経費節減に努め、業務予算の適切な執行を行なう。

余裕金の運用に当たっては、四半期毎に余裕金運用管理委員会を開催し、運用状況、市場リスク等の報告を行い、また委員会の意見に基づき、安全で効率的な運用を図る。さらに、四半期毎に理事会へ報告を行う。

研修等の名称		目的	対象者	予定人数
役員研修	理事研修会	理事及び監事の責務、組合運営を適正に行う意識の高揚	理事	21人
	監事研修会	監事の責務を適正に行う意識の高揚	監事	4人
	NOSAI理事研修(派遣)	組織の最高責任者としての責務を自覚するとともに、組織内でのコンプライアンスの徹底、不祥事の未然防止、適正な団体運営に必要な管理能力の涵養を図る	理事	1人
職員研修	新規採用職員研修会	農業共済職員としての基本的な事項及び共済事業の基礎知識の習得	新規採用職員	5人
	収入保険に関する研修会	収入保険制度の実施に伴い、農業簿記及び青色申告、確定申告を始め、必要な知識の習得を図る	全職員	185人
	情報セキュリティ研修会	コンプライアンスに係る個人情報の適切な取扱いを行うのに必要な知識の習得	職員 (本支所各10名程度)	40人
	管理職等研修会	職場管理・リスクマネジメントの基本と実践を学ぶことにより、管理職としての職務能力向上及びコンプライアンスの徹底を図る	管理職等 (主幹以上)	90人
	メンタルヘルス研修会	より積極的に、充実して業務に取り組めるよう、職員の「心の健康管理」を通じて職場環境や人間関係の向上を図る	職員 (全職員を半数に分け、2年で全員が受講)	95人
	広報技術研修会	NOSAI全国広報担当者を講師に迎え、農業共済新聞「埼玉版」、組合広報紙の紙面向上を目的として、組合広報担当者の技術レベルアップを図る	広報担当職員	20人
	農業簿記検定取得	収入保険の加入推進に役立てられる農業簿記についての知識の習得を図る	職員	20人
	産業用ドローン操縦技能講習	損害評価の新たな手段として導入する産業用ドローンについて、損害評価業務への積極的な活用を目的として、操縦に関する知識や技術の習得を図る	職員	4人
	毒劇物取扱責任者養成講習及び資格取得	農薬等の薬物を安全に取り扱うのに必要な知識の習得	職員	4人
	事業別研修会	事業別の関係農業共済定款・規程・諸規則等の研修及び各共済事業の適正引受についての知識の習得	事業等担当職員	185人

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
派遣 研修 （全国農業共済協会等主催）	上級管理職研修会	上級管理職としての自らの役割を理解し、事業戦略、組織運営の基礎を学び、組合等の視点からの戦略立案や組織設計、組織変革の実践方法を習得する。また不祥事の未然防止のために、コンプライアンスの徹底を図る	上級管理職 (組合等参事、連合会・特定組合の支所長等及びそれに準ずる者)	1人
	初級管理職研修会	管理職としての役割、組織運営に必要な知識とマインド、組織マネジメントにおいて必要なスキル、リーダーシップ、人材マネジメントのエッセンスを学ぶ	初級管理職 (課長クラス)	3人
	管理職養成会	次期幹部候補として、職場リーダーの役割を理解し、マネジメントの基礎、普及推進に関する部下指導等を学ぶ	中間指導職 (課長補佐・係長クラス)	2人
	中間指導職養成研修会	中間指導職養成を目的とし、農業情勢やNOSAI制度、保険理論等の基礎知識の習得を図る	一般職 (共済歴3年～5年程度)	1人
	普及推進研修会	(初級) 普及推進、クレーム対応の基礎知識や基礎技法を学び説明力を高める	一般職 (共済歴5年～10年程度)	1人
		(中級) 普及推進、クレーム対応等について応用知識や応用技法を習得するとともに、プレゼンテーションを学ぶ	中間指導職 (係長・主任クラス)又は一般職 (共済歴10年～15年程度)	3人
	システム運用管理者研修会	(システム基盤運用管理実践コース) システム及びシステム基盤の運用実務担当者、担当予定者	システム管理職員	1人
		(情報セキュリティ対策実践コース) 情報セキュリティ管理責任者、実務担当者	システム担当職員	1人
		(NOSAIシステム運用指導者コース) システム運用指導者	システム運用指導職員	1人
	広報技術研修会	組合等広報紙の編集・製作に必要な技術を研修し、広報紙の内容充実、発行促進に資する	広報担当職員	2人
収入保険制度に係る研修会	収入保険制度の実施主体として、農家・農業法人の税務申告や経理処理に関し、専門的知識を有する職員を育成する	収入保険担当職員	4人	
建物共済専門講習会	建物共済の制度の仕組みと実務に関する理論的知識等の習得を図る	建物共済担当職員	1人	
建物共済損害評価技術研修会	建物共済に係る組合等損害評価者(評価員)の損害評価技術指導者の養成に資するため、建物の施工・材料並びに建物部分別評価・工職別積算評価・自然災害の損害評価等の技術等に係る知識の涵養を図る	建物共済担当職員	1人	
農機具共済専門講習会(制度)	農機具共済の制度の仕組みと実務に関する理論的知識等の習得を図る	農機具共済担当職員	1人	



研修等の名称		目 的	対象者	予定 人数
派遣	法令等研修会	保険理論等の研修を専門に行うことにより、NOSAI職員としての知識や、法令等を遵守する意識をより高めることを目的とする	職 員	2人
	経 理 研 修 会	農業共済団体の経理の実務担当者を対象に、経理の仕組みや専門的知識の習得を図る	経 理 担 当 職 員	2人
研修	農 作 物 共 済 会 研 修	組合及び連合会における農作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	農作物共済 担 当 職 員	2人
	（ 農 林	畑 作 物 共 済 会 研 修	組合及び連合会における畑作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	畑作物共済 担 当 職 員
水 産 省	果 樹 共 済 会 研 修	組合及び連合会における果樹共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	果 樹 共 済 担 当 職 員	2人
	主 催	園 芸 施 設 共 済 会 研 修	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	園芸施設共済 担 当 職 員
（	家 畜 共 済 会 研 修	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	家 畜 共 済 担 当 職 員	2人